

特別史跡 大野城跡 V

主城原地区(第4次)・村上地区(第1次)発掘調査概報

1982

福岡県教育委員会

特別史跡 大野城跡 V

主城原地区(第4次)・村上地区(第1次)発掘調査概報

昭和57年

福岡県教育委員会

発刊のことば

この概報は、特別史跡大野城跡の環境整備の基礎資料を得るために、福岡県教育委員会が国庫補助を受けて、昭和55・56兩年度に実施した発掘調査の概要であります。

調査にあたっては、多くの先生方の御助言をいただき、また地元の方々には終始御協力をいただきましたことに対して、深く感謝の意を表します。

昭和57年3月31日

福岡県教育委員会

教育長 友 野 隆

例 言

- 1 本報は、「特別史跡大野城跡」の主城原地区及び村上地区における昭和55年度と57年度の発掘調査の記録である。

主城原地区（福岡県粕屋郡宇美町四王寺字大石垣）

調査期間 昭和55年 9 月 1 日～11月13日

調査面積 550㎡

村上地区（福岡県粕屋郡宇美町四王寺字村上）

調査期間 昭和56年 9 月 7 日～10月15日

調査面積 540㎡

- 2 本調査の関係者は次のとおりである。

調査主体者

福岡県教育庁管理部文化課（課長 藤井 功）

調査担当者

芳沢 要（文化課 技術主査）

三島洋輝（ 〃 事務主査 庶務担当）

横田義章（九州歴史資料館 技術主査）

高橋 章（ 〃 主任技師）

石丸 洋（ 〃 〃 写真担当）

調査協力者 宇美町教育委員会，宇美町四王寺地区，宇美町炭焼地区

- 3 本調査にあたって，九州芸術工科大学沢村仁教授，前九州歴史資料館学芸第二課長渡辺正気氏のご指導を得た。
- 4 本報告の執筆，編集は，横田，高橋が行った。付章文献史料は，九州歴史資料館倉住靖彦氏に作成願った。
- 5 本報告では建物の個々の表現を，建物跡は「S B」，性格不明遺構は「S X」とし，後に番号を付した。
- 6 実測図のレベルは標高である。

目 次

	頁
I 主城原地区の発掘調査	2
遺構	2
遺物	4
まとめ	5
II 村上地区の発掘調査	6
遺構	6
遺物	11
まとめ	12
III 大野城の建物	15
付 大野城関係主要資料・文献	

挿 図 目 次

第1図 大野城跡全図	1
第2図 主城原地区調査部分地形図	2
第3図 主城原地区建物跡	折込み
第4図 S B 080 建物の掘方・柱穴断面図	4
第5図 主城原地区出土須恵器	4
第6図 村上地区調査部分地形図	7
第7図 村上地区建物跡 S B 093	8
第8図 村上地区建物跡 S B 094	9
第9図 村上地区建物跡 S B 095	10
第10図 S B 095 建物の掘方・柱穴断面図	10
第11図 村上地区出土土器・砥石	11
第12図 村上地区出土軒丸瓦	12
第13図 大宰府政庁跡出土軒丸瓦	12
第14図 丸・平瓦拓影	13

図 版 目 次

- 図版 1 上 大宰府政庁跡と大野城跡（四王寺山）南から
下 水城と大野城跡（四王寺山）西から
- 図版 2 主城原地区建物跡 S B 078
- 図版 3 主城原地区建物跡 S B 079
- 図版 4 主城原地区建物跡 S B 080
- 図版 5 上 村上地区建物跡 S B 093
- 図版 6 下 村上地区炉跡
- 図版 7 村上地区建物跡 S B 094
- 図版 8 村上地区建物跡 S B 095
- 図版 9 上 村上地区建物跡 S B 095
下 村上地区 S B 095 雨落側石と掘立柱跡
- 図版 10 上 村上地区建物跡 S B 095 掘立柱掘方と柱穴（桁方向）
下 村上地区 S B 095 掘立柱掘方と柱穴（入隅部）

I 主城原地区の発掘調査

昭和55年度調査は大野城跡第7次発掘調査として行うこととし、主城原地区を調査の対象とした。対象地は、地区の南端部に位置し、尾根が突き出た末端部に礎石が露出していたため、それを手懸りとして発掘を開始することとした（第2図）。

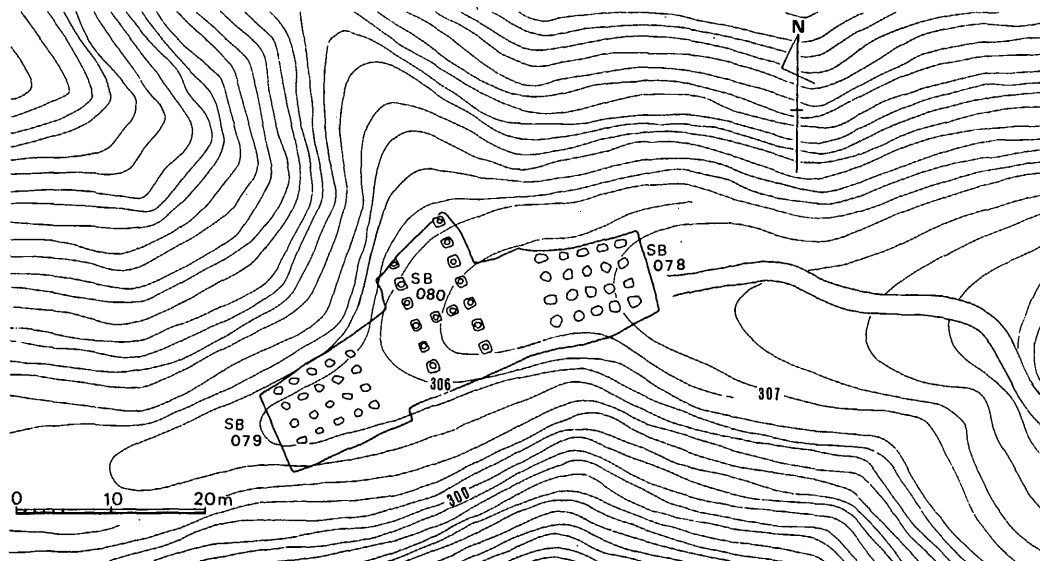
調査の結果、尾根端部に露出していた礎石のある部分で礎石総柱3間×4間建物SB079が、またその東北方、尾根の付根部分にもやはり礎石総柱3間×4間建物SB078が確認できた。そして両建物の中間、すなわちこの尾根の中央部には、尾根の軸と直交する掘立柱建物SB080を検出した。

当初尾根端部から中央部にかけて建物跡が予想されたが、さらにその上の段でも建物1棟を確認できた。後述するように、SB078建物の部分は原地形がかなり急傾斜であったと思われる、そこをかなりの土量を削平することによって斜面処理を行い、礎石建物を作ったものと考えられる。

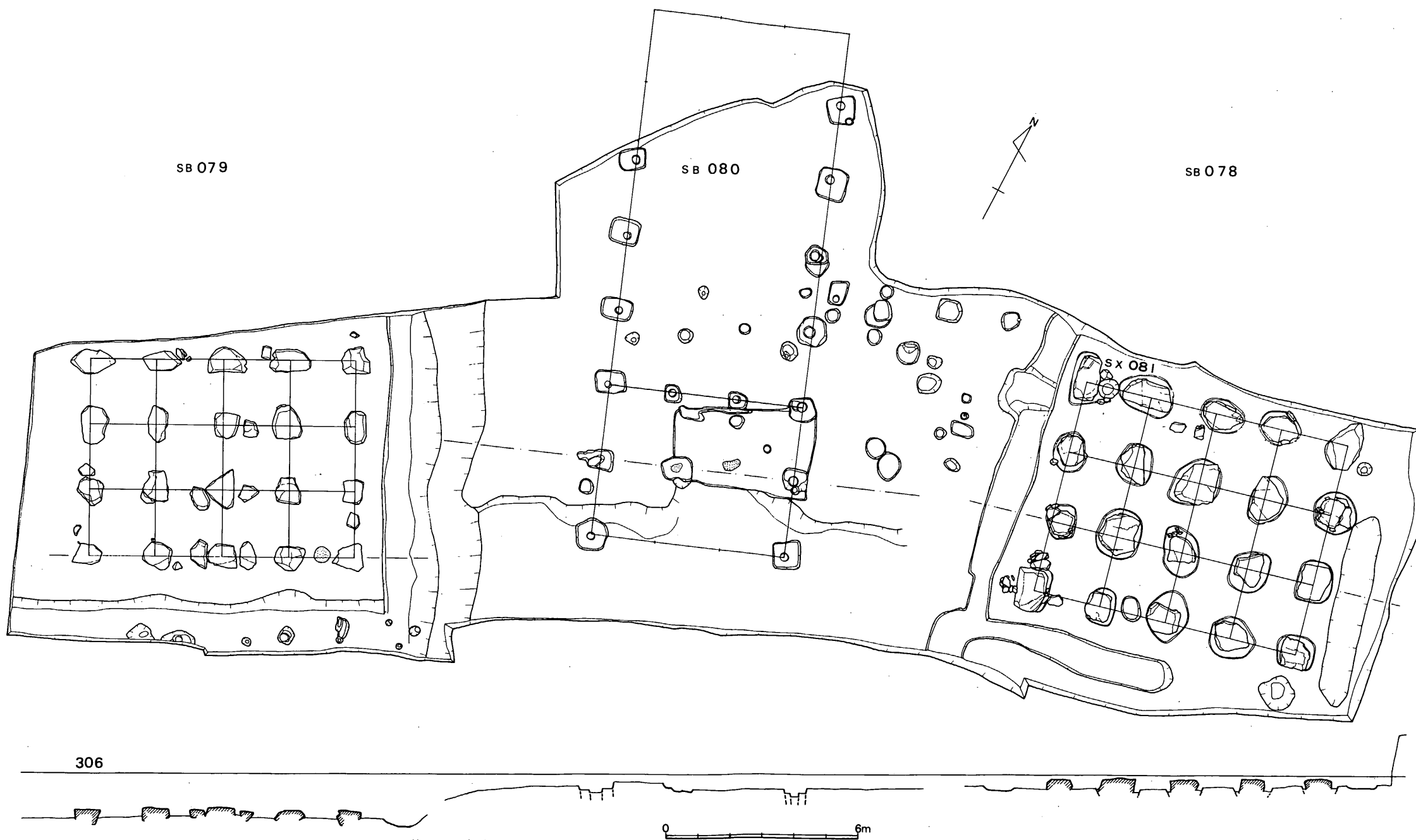
遺 構

礎石総柱建物 SB078（第3図、図版2）

尾根の付根に位置する東西棟3間×4間の建物である。柱間寸法は梁行が225cm(7.5尺)、桁行が210cm(7尺)。礎石は比較的大きな自然石を用い、2個がほとんど同位置でやや浮き上り、



第2図 主城原地区調査部分地形図



第3图 主城原地区建物跡

動いている。礎石掘方は礎石よりわずかに大きい程度にしており、ほぼ石の形に合わせているように思われた。雨落溝は東・南・西の三方向で素掘りと推測される幅 80 cm、深さ 10 cm程のものを検出した。この溝の南西隅は弯曲させて作られている。北側は発掘区から切れるため未調査であるが、地形的に北側礎石列辺から急傾斜するので既に失われているか、元来作る必要がなかったかと考えられる。建物の斜面下方には雨落溝を作らない（元来あったものが消失しているのではない）というような例が大野城にはいくつかある。

建物のある場所は東南方から急に傾斜している地形で、この場所に平坦地を造成するための斜面処理として削平をしたとみられる。このことは調査では当時の地山切断位置を確認するに至らなかったものの、現地表から遺構面までは約 1.7 m 程もあり、またこれだけの土量堆積がほとんど同質の真砂土から成っており、ごく短時間に堆積したものとみられ、このためには、おそらく建物の東南近くに高い切断面があったため短期間の崩壊が起きたものと考えられる。

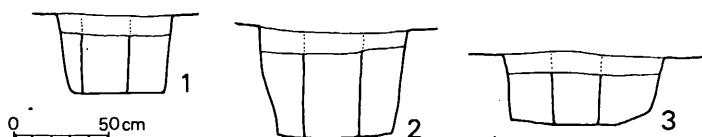
礎石総柱建物 S B 079（第 3 図、図版 3）

尾根端末近くにある東西棟 3 間×4 間建物で、柱間寸法は梁行約 210 cm（約 7 尺）、桁行約 210 cm（約 7 尺）である。この建物の柱間寸法を、礎石の中心で計ると各々 210 cm をわずかに下廻った数値になり、全体では桁行、梁行ともに計 12 cm の端数となる。S B 078 建物よりも若干小ぶりの礎石を用いており掘り方は不明確である。尚、礎石間に小礎石的なものを置いているのはいくつかみられる。地山に礎石を置いた後に盛土整地したかとも考えて調査したが、その痕跡はなかった。おそらく礎石の大きさぎりぎりの掘り方を作ったものと解せられる。この建物も東方からの傾斜地点にあるので、これを切削して平坦地としている。その部分の東端（すなわち建物の東辺部）には素掘りの雨落溝を検出した。この溝は幅 130 cm、深さ 20 cm 程であるが、南端部はやや不明確となっていた。この建物の雨落溝はこの一辺でみられただけであるが、他の三辺は作っていなかったかもしれない。建物の南側には不規則な小穴があるが、建物とのかかわりは不明である。

掘立柱建物 S B 080（第 3 図、図版 4）

上記礎石総柱建物 S B 078 と同 S B 079 のちょうど中間に南北構の 2 (?) 間×7 間以上の掘立柱建物がある。南妻部分はちょうど中央に巨大な立ち木があり、柱穴の検出はできなかった。尚、南妻との判断は、桁柱がここまでで終了しているためである。南から 2 間目に間仕切りのやや小さな柱穴が 2 個ある。その間仕切り北 2 間分の南では 1 間分が方形の竪穴（深さ 6 cm）となっていて、中央南寄りと西中央部に炉がある。中央の炉は竪穴床面が赤く堅く焼けているだけで掘りくぼめたものではないが、西側の炉は、径 100 cm の不整円形、深さ 20 cm の穴を作り、中を炉としている。これも赤く堅く焼けている。灰、炭などはほとんどみられなかった。

柱掘り方はさほど大きくはないが、平均 90 cm の方形で、柱径は 25 cm 前後であったとみられる。柱間寸法は桁行が 238 cm、梁行は全長で 610 cm であるので、2 間とすると 305 cm の柱間寸



第4図 S B 080 建物の掘方・柱穴断面図

法となる。間仕切りは3間で柱間寸法は203 cm（約6.8尺）である。

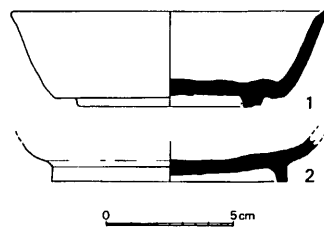
この掘立柱建物が6間の長さでないことは、6間目の妻柱が確認できないことで明らかであり、建物として7間以上のものを考えねばならない。地形的に、原地形が失われているとしてもすでに傾斜面にかかっており、もう2～3間延びていた可能性は少く、従って桁行は7間の建物ではなかったかと推定される。

土壌S X 081（第3図）

S B 078 建物の北西隅礎石の脇に粉末状の炭がびっしりとつまった径 60 cmの円形、底部は井状の小ピットがある。礎石建物の遺構面を覆うやや褐色を帯びた土層の上面で検出され、時期的には建物より後出のものであることが明らかである。このピット内につまっていた多量の粉末状の炭の中から炭化米を30粒程検出した。穴の底部はそれほど火を受けていないらしく、赤化に伴う硬化はなかった。若干変化したという程度であり、S X 082 もこれとほぼ似た状態であった。S X 082 にも粉末状の炭が多量につまっていたが、ここでは炭化米は検出し得なかった。

遺 物

少量の瓦と須恵器（第5図）がある。瓦は軒先瓦の文様のあるものは出土していないが、瓦当のはずれた丸瓦片（凸面は叩き目が磨り消されている）や、縄目叩き痕のある平瓦片などがある。須恵器は高台付の坏身が2点出土した。第5図1は内面底部に整形時の指痕が渦状に残り、外面底部からの立上りは角状をなしている。口縁部はや・外反する。高台は低い作りで、外周部がわずかに浮き上っている。色調は青味の若干感じられる灰白色を呈する。同図2は耀黒色で焼成の堅い坏身である。口縁部は欠失している。底部は下方に弯曲し、1回の回転ヘラ削りをしている。胎土には砂粒が少量含まれている。



第5図 主城原地区出土須恵器

まとめ

今回の調査で掘立柱建物跡を確認したことは重要である。この建物は、3間×4間の礎石建物に狭まれており、尾根中央部に占地している。礎石建物は尾根筋と桁方向を合わせているのに対して、この掘立柱建物の桁行方向は尾根筋と直角をなしている。又、礎石建物2棟がそれぞれ大規模な斜面切断により敷地を造成している（占地が尾根付根部と端部のため）のに対し、掘立柱建物はそれをほとんどする必要のない場所に建てられているのが注目される。これから、おそらく掘立柱建物が礎石建物に先行して作られていたものと思われる。後に触れるように大野城でこれまで発見されている掘立柱建物は、尾根筋に直角の桁方向にするという特徴が指摘でき、この建物も例外ではない。むしろこれまでの掘立柱建物の占地が尾根先端部であったのに対して、今回の例は、尾根中央部に占地することから礎石建物（特に3間×4間のもの）との前後関係などが考えられ、前述したように、掘立柱建物が礎石建物に先行するであろうと推測した。

この掘立柱建物の柱間寸法が30cmでほぼ割り切れることは、主城原地区第1・2次調査で検出した長大な掘立柱建物2棟と異なり、両者の間には時期差があるものとの推定も可能である。

掘立柱建物の中に間仕切りがあり、小規模ながら炉を有する竪穴があることは、この建物が明らかに倉庫でないこと（構造的にももちろんであるが）、かといって一般的な役所的ともいえず、むしろ生活的な場を備えた何らかの管理的な建物であろうと推測しておく。大野城の建物で、火を使った痕跡のある建物はこれが初例である。調査でいくつか炉跡などが検出されたことがあるが（今回報告の礎石建物 S B078 や、猫坂地区、後章の村上地区などにもある）、それらはいずれも建物廃絶後のものであった。今回発掘した掘立柱建物と礎石建物との距離は、各々7～8m程であり、この点からも掘立柱建物が火を使うような性格なものであったための配慮と考えられないでもない。

米は後世のものであるが、調査では初めて得られたものである。今までの調査では建物跡と関連しての検出は皆無であり、尾花地区で採集されるという炭化米は調査によって是非とも性格・時代を確認したいものである。

Ⅱ 村上地区の発掘調査

昭和57年度の調査は、大野城跡第9次発掘調査として村上地区を調査の対象とした。村上地区は大野城の中央部よりやゝ東方に寄った所で、主城原地区方向から尾根が延びてくる南端部一帯である。この尾根は現在四王寺部落の東方裏山に位置し、比較的起伏の多い地形である。

村上地区ではこれまで約10棟（1981年9月現在）分の礎石を確認しており、今回はそのうちの3棟分の礎石建物について調査を行い、村上地区における第1次発掘調査とした。遺構検出面は（礎石が地表に露出しているものもあったが）表土とその下層の黄褐色土を排除して黄灰色土の整地面であった。自然地形がかなり傾斜しているため、そこを削平し整地を行っている。

調査の結果、礎石総柱3間×4間の建物跡（S B 093, 094）を2棟分と3間×5間の礎石総柱建物跡（S B 095）1棟分を検出した。また後述するように、S B 095は礎石建物の四周に掘立柱穴が検出され、これは昭和47年に増長天地区の調査において検出された建物と同じ構造であり、大野城の建物の構造、性格を考える上において興味深い。

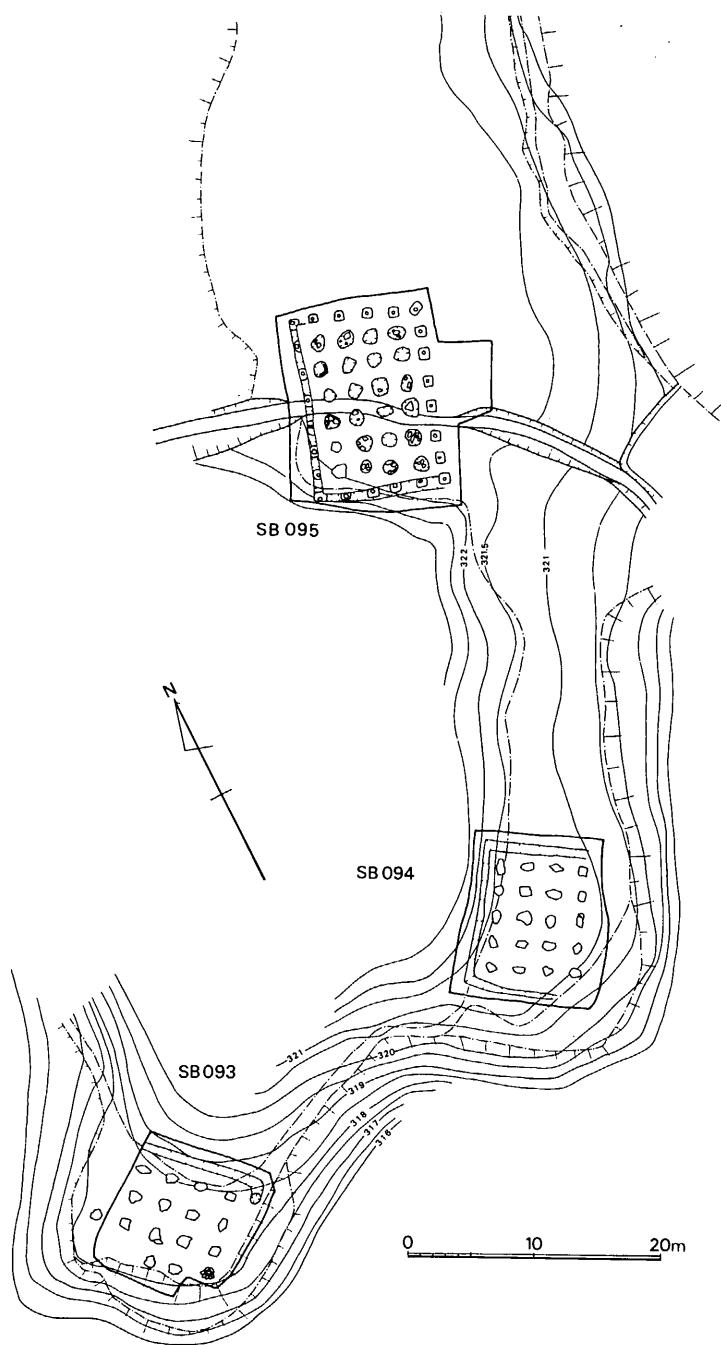
またS B 093建物の遺構検出では、礎石の西端一列分が種々の事情から調査できなかった。機会をみて追加調査する予定である。

村上地区建物跡の表示番号は090からとした。

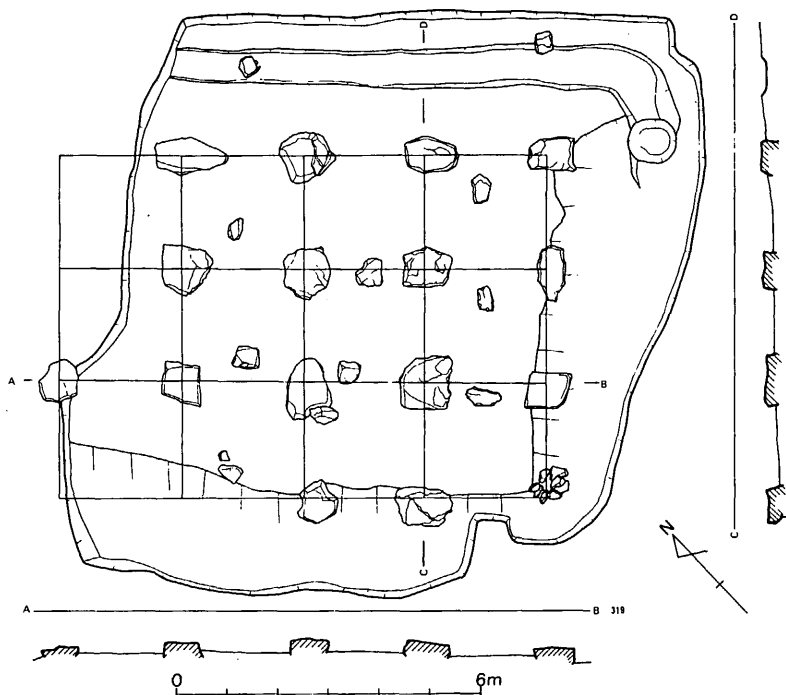
遺 構

礎石総柱建物 S B 093（第7図、図版5）

発掘区の南端に位置する、規模は3間×4間の東西棟建物で、柱間寸法は梁・桁行寸法共225cm前後となる。梁行最南端列の礎石は4個ともやゝ浮き上っており、動いている。また礎石と礎石の間に、一辺約50cmほどの小石（以後小礎石という）を計7個検出した。これらの小礎石は礎石の間に规律的に配列されているのではなくて、やゝずれた位置に置かれている。7個とも上面は扁平である。北側礎石列より約1.5m北側に東西方向の雨落溝を検出した。溝は北東入隅部で南側に曲がり、自然に消失するものと思われる。溝幅は約60～70cmで深さ約20cmである。建物の東・南・西側は地形が下り斜面になっており、雨落溝は元来作る必要がなかったものと考えられる。また雨落溝が消失する地点で円形の炉跡を検出した。これは雨落溝より後に作られており、時期的には建物跡より後出するものである。炉跡は直径約1m、深さ30cmで壁は赤褐色を呈し堅く焼けている。炉内は炭化物が多く混入していた。



第 6 図 村上地区調査部分地形図

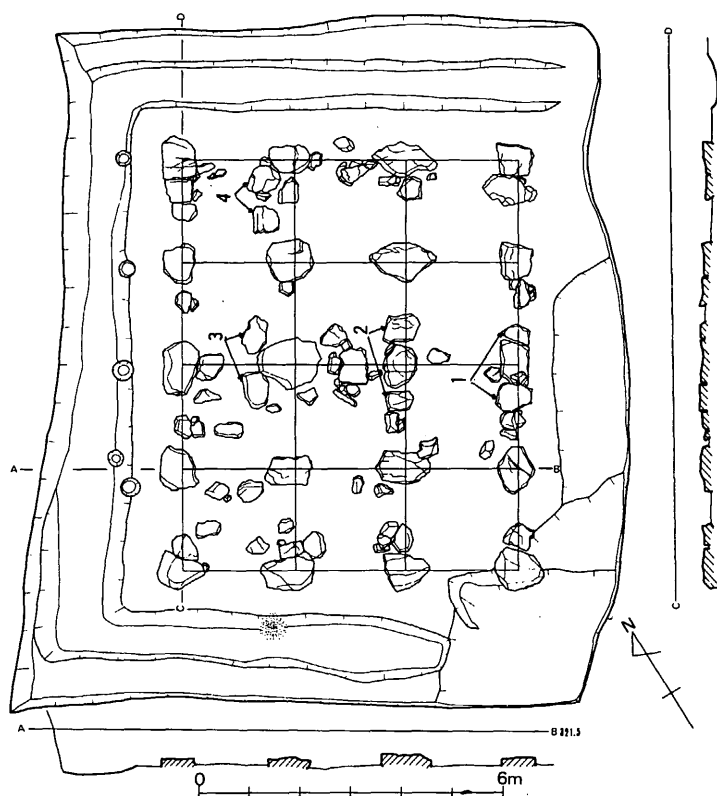


第7図 村上地区建物跡 S B 093

礎石総柱建物 S B 094 (第8図, 図版7)

S B 094 は S B 093 より東方約30m 隔った標高約321mに位置している。礎石は全て表土直下約20cmで検出した。花崗岩製で、最も大きいものは方1.2mのものがある。規模は3間×4間の南北棟建物で、柱間寸法は梁行220cm(約7尺)、桁行205cm(約7尺)である。また主礎石の間に小礎石を多数検出したが、配列は従来検出されているものに比較すると规律的に配されているようである。小礎石の桁行列は南・北両端の主礎石に接して内側に据えられており、柱間寸法が210cm(約7尺)に対し、梁行列は東・西の主礎石の間であって、柱間寸法が240cm(約8尺)である。また中央桁行列を中心に、主礎石を狭むような形で小礎石が南・北側に2個検出され、計4ヶ所認められた(第8図, 1~4)。この様な小礎石を配列した建物の例に猫坂地区 S B 050~053などがある。

雨落溝は東側を除いて、三方に認められた。幅約1m、深さ約20cmである。建物の東側は緩斜面になっている。また西側雨落溝の東肩部に円形の柱穴4を検出した。柱穴は径30cm深さ40~50cmで、礎石から約1m隔てられている。これらは桁行列に筋が通っており、S B 094を構築する際の足場組みの穴であろう。南側の雨落溝では、溝より後出の円形状を呈する焼土が認められた。出土遺物は西側の雨落溝中から若干の瓦類と土師器片、須恵器片が出土した。

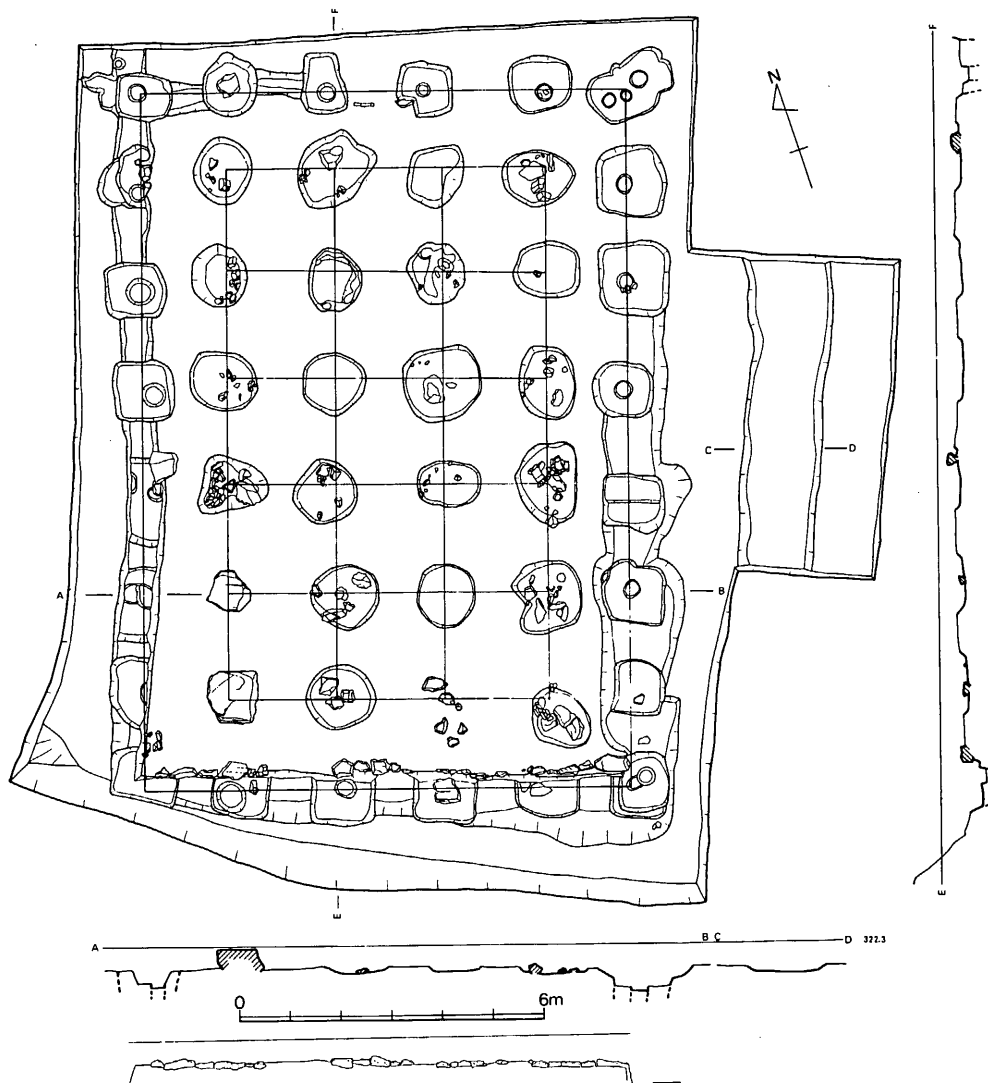


第8図 村上地区建物跡 S B 094

礎石総柱建物 S B 095 (第9図, 図版8~10)

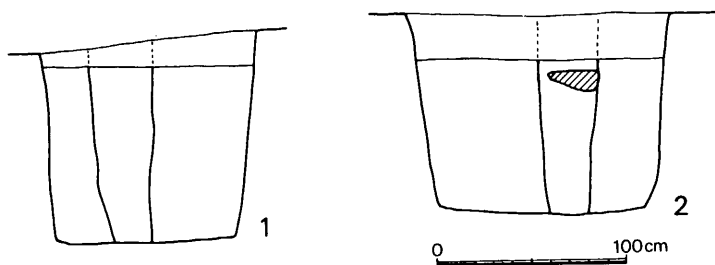
この場所は標高321.5mで、村上地区において最も広い平坦地である。平面形は馬蹄状を呈し、約1200㎡ほどの広がりをもっている。S B 095はこの平地の南端部に検出された。遺構は地山（花崗岩バイラン土）の上の黄褐色土の上面において確認された。規模は3間×5間の南北棟の建物で、柱間寸法は梁行210cm（約7尺）、桁行210cm（約7尺）である。礎石は南西隅に2個あり、共に原位置を保っている。他は後世の攪乱によって総て取り去られていた。特に発掘区の北半は後世の削平が著しく、礎石掘方はわずかに残る程度であったが、根石などの検出から総て確認することができた。掘方は径約1m強のものが大部分である。また南側基壇縁には人頭大の自然石が不規則に配列されていた。雨落溝は建物の四周に検出され、幅約50~100cm、深さ約20cmほどである。東・北側の一部は削平されて定かでない。この雨落溝の埋土下から掘立柱穴が建物の四周に検出された。

掘立柱穴は、建物の梁・桁行列に筋を通しておりまた四隅の部分にも4ヶ所認められた。柱穴の掘方は一辺が約1m前後の隅丸方形をしたものが多く、深さ約60~80cmである（第10図）。柱根は認められなかったが、その抜取り穴は径約30~50cmを計る。なかには礎板と考えられる



第9図 村上地区建物跡 S B095

321.7



第10図 S B095 建物の掘方・柱穴断面図

石を据えているものもある。この掘方は S B095 基壇の中にもぐっており、礎石建物および雨落溝より先行することは明らかである。礎石と柱穴間の距離は180cm(約6尺)である。出土遺物としては黄褐色土から数点の須恵器、土師器と、雨落溝中から若干の瓦類が出土した。

遺 物

今回の調査で出土した遺物は須恵器、土師器、砥石と若干の瓦類である。これらは主に遺構面を覆う黄褐土および各建物の雨落溝から出土した。

土 器 (第11図1～3)

須恵器 坏蓋(1) 復原口径15.9cm, 身受けの返りを有し, 天井部の調整は回転ヘラ削りを施している。胎土には砂粒が少く, 焼成は硬質である。S B095 黄褐色土出土。

皿(2) 体部から口縁部にかけて欠損している。内面底部はナデ, 体部はヨコナデ調整を施している。底部はヘラ削りである。

S B095 黄褐色土出土。

土師器 皿(3) 法量は復原口径13.2cm, 器高1.7cm, 復原底径10.4cmである。口縁部はやゝ外反し, 底部はヘラ切り離しの手法で, 焼成は軟質である。S B095 黄褐色土出土。

砥石 (第11図4)

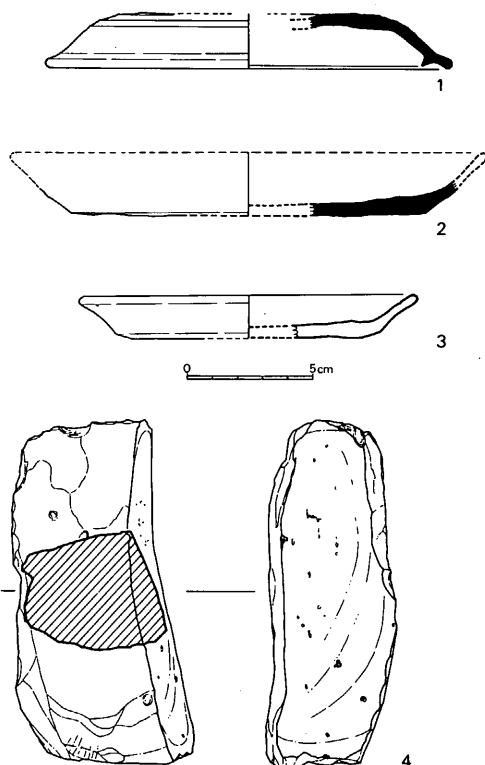
砂岩質の砥石で, S B094 黄褐色土出土。砥面は1面のみで斜方向に使用した痕跡が認められる。

瓦 類

軒丸瓦を1点出土した他は, すべて丸, 平瓦片である。特に S B094, 095の雨落溝中からの出土が多かった。

軒丸瓦 (第12・13図)

瓦当面は磨滅し, 文様は定かでないが, わずかに認められる外区内縁の珠文と弁区幅などから第13図に示した大宰府政庁跡出土の瓦と同類であることが明らかである。これらはいわゆる鴻臚館式と呼ばれているもので, 複弁8弁連華文中で中房に1+4+8の蓮子をもつ。外区内縁



第11図 村上地区出土土器・砥石

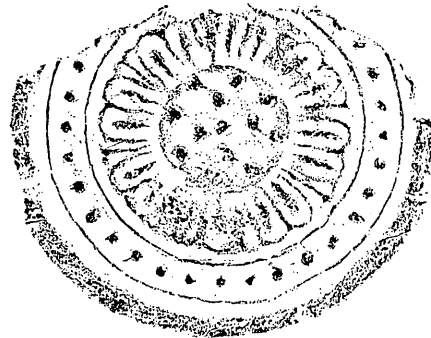
の珠文はや、密に配され、外区外縁は丸味をおびた素縁である。胎土に砂粒が多く含まれ、焼成は軟質。外体部は黒灰色を呈する。

丸・平瓦（第14図1～8）

今回出土した丸・平瓦は全形を知り得るものはない。出土量は圧倒的に平瓦が多く、全体出土量の90%を占める。丸瓦は玉縁付のもので、凸面は縄目の叩きを擦り消しており、凹面は比較的細い布目を施している。また1～3は斜格子目の叩き丸瓦で、1、2はいずれも赤褐色を呈し、焼成はや、軟質である。出土量は極めて少く、S B095から出土した。3は斜格子目が小さく、凹面の布目もやや粗い。大宰府政庁跡から出土する丸瓦と類似しており、おそらく平安時代のものであろう。S B093、094出土。平瓦は縄目の叩きがほとんどで、縄の太さ、撚りなどから5種類に分類できる。凹面は比較的粗い布目で、粘土板を切り離した糸切り痕が残る。



第12図 村上地区出土軒丸瓦 ($\frac{1}{3}$)

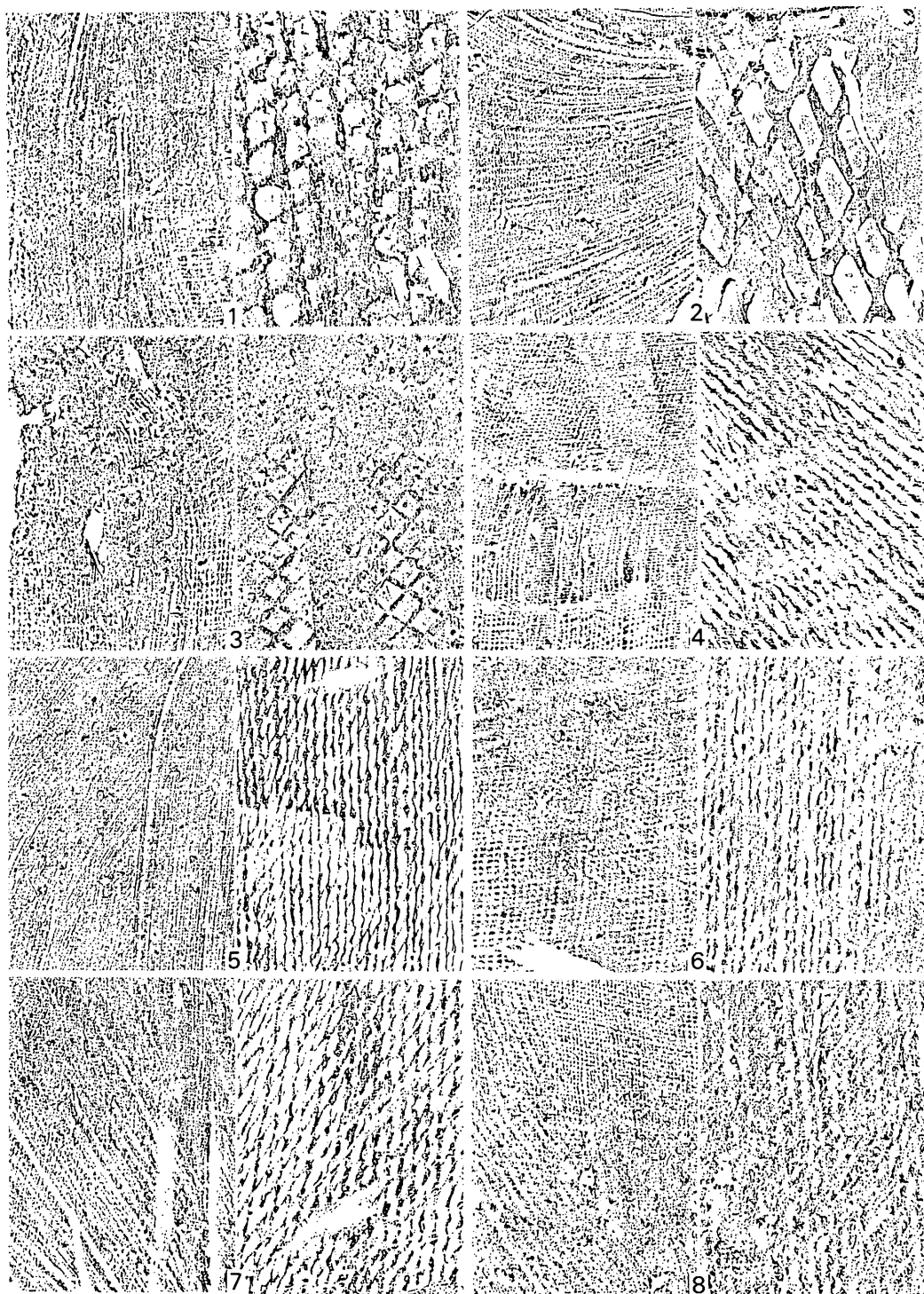


第13図 大宰府政庁跡出土軒丸瓦 ($\frac{1}{3}$)

まとめ

今回の調査で建物跡を3棟検出した。いずれも礎石を有するもので、3間×5間と3間×4間（2棟）の建物である。これら建物についての詳細は後章で述べることにし、ここでは二、三の問題点について記述する。

通称村上地区は、現四王寺部落が存在する前田地区の東方で、主城原方向から尾根が南に延びる南端部に位置している。その地形は全体に尾根の凹凸が著しく、平坦地は比較的少ない傾向にある。主城原地区の地形とは趣をや、異にしており、どちらかといえば、猫坂地区の地形状況に似ているところがある。礎石建物はこの尾根筋を利用したところに占地し、斜面を切断して敷地造成を行い、そこに建物を建てている。またS B093、094は3間×4間の同じ建物であっても建物の方向を約90度偏し、地形に合わせて構築していることを指摘できる。一方、S B095建物は比較的広い平坦地を占地して建てており、この2棟とは異なった占地状況である。



第14図 丸・平瓦拓影($\frac{1}{2}$)

また雨落ち溝も立地条件により差がはっきりしている。

次に小礎石を配するS B094建物であるが、大野城で3間×4間の建物は、今回検出された2棟を含めると、これまでに11棟調査されている。このうち小礎石を配するものは猫坂地区のS B050, 051, 053建物である。特に050, 051は今回検出された094建物と極めて類似しているところがみられる。その一つとして、建物の外周の礎石の内側に接した個所、および礎石と礎石の間に小礎石が配列されているものがあることを指摘できよう。またS B050, 094では主礎石の両側に小礎石2個が据えられ、それが梁行列を中心に認められる。当初これら小礎石は、S B094建物と異なった建物で、時期差があるのではないかとの意見もあったが、調査の結果では主礎石を割って小礎石にしたものもあり、また柱間寸法が変則的で整然と配列されていないことなどから、同時期に配列されたものと判断した。この様な小礎石は床張りする際に、おそらく桁行方向に柱を狭んで渡した大引きを支える礎石とも考えられ、また壁を支える小柱又は間仕切りのための小礎石なのか現在のところ検討中である。そしてこれらの建物の性格を倉庫と考えた場合、特別に荷重を負うのでその支えの役割として据えられた可能性も考慮されよう。しかし建物によっては小礎石の配列がかならずしも一様でないことなど今度に残された問題である。

S B095は、3間×5間の建物で、大野城で検出されている建物のなかで最も多い規模のものであり、これらは、後述するように、建物の四周に掘立柱穴をもつものとそうでないものとの2種類に分けられる。掘立柱穴をもつ礎石建物は現在のところ増長天地区3棟、八ツ波地区2棟、主城原地区1棟、村上地区1棟の計7棟である。これらは前述したごとく雨落溝より先行することが明らかであり、また礎石位置下方にはこれらと見合う掘立柱穴が存在しないことなどが確認されている。また礎石と掘立柱穴間の距離は約180cmを測るが、柱穴相互の並びは若干の出入りが認められる。以上のことなどから掘立と礎石の2時期が考えられるが、掘立柱穴のみの建物が存在したとしても、それに付する雨落溝などが検出されないこともあり、これらの切合い関係を礎石建物での時間的な構造差と解釈し、掘立柱穴は礎石建物に付属する施設と考えた方がよいように思われる。この様な建物を何の目的で構築し、どのような構造としたのか定かでないが、考えられるものに縁束柱、軒を支える施設、廂的な構造、又、柵や壁状のものなど種々あげることができ、これらはこの種の建物の修復・建て替えなどとも関連した問題となる。

Ⅲ 大野城の建物

大野城跡ではこれまでに67棟の建物跡が確認されているが、そのうち50%を越える36棟を発掘し、又別に14棟を実測調査した。これら建物跡は、工法、規模、立地（占地）などから様々な分類が可能である。しかし、それらの特定の一要素だけから分類することは現時点では不適当であることがわかってきた。本項ではこれら建物跡の大きな分類と、その建物跡はどのような性格のものであったか、そしてその時期的な問題を若干とりあげることとし別の機会に資料を添付しての稿を考えている。これはその梗概である。

大野城跡の調査で建物の前後が判明したものは主城原地区中央尾根での1例のみである。

尾根中央部

基壇をもつ礎石総柱建物 S B060（3間×8間又は9間）



同 上 S B061（3間×5間）



同 上 S B062（3間×4間）

礎石総柱建物 S B063（3間×5間）

尾根先端部

掘立柱建物 S B064（3間×7間）



掘立柱建物 S B065（3間×9間）



礎石総柱建物 S B066（3間×5間）

掘立柱建物 S B068（1間×1間）

さて、大野城で最もポピュラーと考えられている礎石総柱3間×5間建物のうちには、その四周に掘立柱を廻らすものとそれのないものがあることに注目したい。掘立柱が廻らされるものは、後に掘立柱が取り払われて雨落溝に作り替えられることから、3間×5間の礎石建物に2つの時期があることは疑いない。この掘立柱が廻る例はこれまでのところ3間×4間の建物には皆無である。

ところで、掘立柱建物はこれまでに、前述の3棟以外、猫坂地区で尾根先端部に1棟（3間×3間の総柱建物で、柱間寸法は240cmと255cmである）と主城原の今回報告分1棟があり、計5棟ある。これらのうち、30cm＝1尺といった寸法を用いていたと考えられないものが主城原中央尾根の先端部にある2棟（S B064、S B065）である。^{（註1）}これは最初に述べたように重複があり

3間×5間の礎石建物、1間×1間の掘立柱建物より古い。とすると、30cm＝1尺を基準とする建物とそうでないものの前後関係が考えられ、掘立柱建物を2時期に分けて考えることが必要となろう。

次に礎石総柱建物のうちその規模が一般的でないのは基壇建物の最下層の3間×8間（又は9間）のS B 060である。しかしこの建物の柱間寸法が30cmで割切れるものであることは、同じ長大な建物とはいえ掘立柱建物S B 064、S B 065とは異っている。

礎石総柱建物のうち3間×5間建物と3間×4間建物とを比較すると、前者は群として配置され、極めて規制的であるのに対し、後者は単独配置であり、又柱間寸法（30cm基準としてはいても）に端数の寸が出ることが比較的多いようにみられる。両者共にその敷地を作るための造成を斜面切斷などで行っているものの規律性をもって一群を配置するものと、1棟をようやく押し込むためにしたかのような造成との違いがみられる。このような点から一般的には、3間×5間建物が古期に属するのではないかと推測した。

これらから、大野城の多数の建物は、これまでふつうにはあまり問題にされていなかった「時期差」がかなりあると考えねばならない。その時期的なグループ別・順はおおまかには次のようになろう。

掘立柱建物 S B 064



掘立総柱建物 S B 065



礎石総柱 3間×5間建物—A（周囲に掘立柱が廻る時の建物）

基壇礎石総柱建物 S B 060



礎石総柱 3間×5間建物—B（周囲の掘立柱を取り去った時の建物）

基壇礎石総柱建物 S B 061



礎石総柱 3間×4間建物

基壇礎石総柱建物 S B 062

これら建物のうち、その建築の絶対時期を推定する手懸りは、総体的に最古のものである掘立柱建物S B 064と次期のS B 065である。両建物の柱穴からは単弁の軒丸瓦とそれに併存したと考えられる丸瓦、平瓦のみ検出された（大野城における単弁軒丸瓦第Ⅰ類、第Ⅱ類）。そして、S B 064の柱穴出土の単弁軒丸瓦（第Ⅰ類）は、現在のところ大野城で最も古い瓦である。このことから、S B 064の建築の時期を、天智4年（665）から天智9年（670）の間に想定したいと思う。^{（註2）}

猫坂の掘立柱建物S B 054、主城原の同S B 080建物は、礎石総柱の3間×4間建物と隣接す

るが占地状態等から、もし礎石建物が先行するならば、斜面切断などせずとも作ることができたものと考えられるので、掘立柱建物が先行するものと推測した。そして、柱間寸法等のことを考慮してこの2棟の建物は最古の掘立柱建物までは上らず、礎石総柱の3間×5間建物のどちらかの時期に収まるものと考えている。主城原地区中央尾根の1間×1間の掘立柱建物S B 068も隣りの礎石総柱3間×5間建物と併存が考えられるので、建築時期があるていど推測されよう。

大野城の建物は以上の如く、改廃を重ね、増築し、最終的に莫大な棟数の建物跡を残したと^(註3)思われるが、古記録には、天智築城以来、これらを示すような記事は、築城4年後と約30年経って698年にみられるにすぎない。しかし、これ以外の時期に施設の修理・増築等が行われた可能性は、例えば、奈良時代に入って水城修築時や怡土城築造の前後、宝亀年間の如き対外的な緊張期には十分考えうると思われる。

これらの建物は、その工法、構造、規模等からいくつかの目的別があったものと考えられる。一般的に大野城の建物は倉庫であるという印象が強いのであるが、これは礎石総柱の3間×5間又は3間×4間建物であろう。基壇建物は同じ礎石総柱であるといっても、それらと同一目的とはいいい切れない。むしろこれら基壇建物は城の中核的な役割をもつものと解釈した方が良いだろう。又掘立柱建物も同様で、占地・造作時期等から、倉庫的な目的があるとしても他に望楼的、管理棟的な性格をうかがうこともでき、S B 064、S B 080の両掘立柱建物は明らかに倉庫でなく、役所的、管理棟の建物としての性格を有し、特にS B 064とした最古の掘立柱建物は、大野城草創期における中核的建物としてあらゆる目的（倉庫、管理棟、望楼等々）を附与されて作られたものと解しておきたい。

註

- 1 掘立柱建物S B 064、同065は、柱間寸法に非常にバラツキが大きい建物である。大野城跡の建物跡として特異であり、概報の内容にも若干修正すべき点もみられるので、これらについては、今後詳細なデータを提出する予定である。
- 2 天智4年の日本書記の記述には築城するとみえているだけで、それ以後も具体的には何等記録はない。また完成したというものもない。これについて、5年後の天智9年の筑紫築城の記事を「略完成」したものとした倉住靖彦氏の論があるものの、実際の遺構でそれに該当させうる建物跡は今のところS B 064であろう。S B 065が時間的にどのくらいS B 064に近いのかはわからない。ここではあえてS B 064を天智4～9年の間においたが、柱穴出土の瓦は礎板的な入り方や掘り方の埋土のものが混入したりしたようなものでなく、明らかに建物廃絶後に落ち込んだものである点を考慮した。
- 3 例に大野城跡の建物跡のうち、基壇建物・掘立柱建物跡を除いて、礎石は常に建物に使われていた（廃棄されていなかった）ものと考えると、3間×5間のA期とした時に7棟以上、同B期で30棟以上、最終的には55棟存在していたことになる。

付 大野城関係主要史料・文献

(四王寺関係史料を一部加えたので、綱文と引用部分の一致しないものがあることをお断りしておく。)

- 1 天智4年(665)8月 筑紫に大野城および椽(基肄)城を築く。
日本書紀 天智天皇4年8月条
遣達率答炆春初築城於長門国、遣達率憶礼福留、達率四比福夫於筑紫国築大野及椽二城。
日本紀略 天智4年8月条
築城於長門国、遣使於筑紫国築大野及椽二城。
- 2 天智9年(670)2月 筑紫に城2を築く。
日本書紀 天智天皇9年2月条
(前略)、又築長門城一、筑紫城二。
- 3 文武2年(698)5月25日 大宰府、大野城などを修治す。
続日本紀 文武天皇2年5月甲申条
令太宰府繕治大野、基肄、鞠智三城。
- 4 宝亀5年(774)3月3日 大宰府、四王院(四天王寺、四王寺)を建立す。
扶桑略記 宝亀5年は歳条
太宰府起四王院。
(ママ)
類聚三代格 卷第2 造仏々名事
太政官符
応奉造四天王寺埵像四軀事 名高六尺
右、被内大臣從二位藤原朝臣宣稱、奉勅、如聞、新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心常為咒咀、
仏神難誣慮或報応、宜令大宰府直新羅国高頭淨地、奉造件像攘却其災、(以下略)
- 5 延暦20年(801)1月20日 大野山寺の四天王法を停む。
類聚国史 卷第178 仏道5 修法 延暦20年正月癸丑条
停大宰府大野山寺行四天王法、其四天王像及堂舍法物等並遷便近寺。
- 6 大同2年(807)12月1日 四王院を旧に復す。
類聚国史 卷第180 仏道7 諸寺 大同2年12月甲寅条
大宰府言、於大野城鼓峰、興建堂宇、安置四天王像、(中略)、其像并法物等、並遷置筑前
国金光明寺畢、其堂舍等、今猶存焉、(中略)、伏請、奉遷本処者、許之。(後略)
- 7 大同4年9月12日 大宰府をして四天王法を行わしむ。
類聚国史 卷第178 仏道5 修法 大同4年9月乙卯条

復令大宰府於大野城鼓峯行四天王法。

- 8 弘仁2年(811)2月25日 四天王寺に釈迦像を造る。

日本後紀 弘仁2年2月庚寅条

於大宰府鼓峯四天王寺，造釈迦仏像。

- 9 弘仁11年3月4日 觀世音寺講師をして四王寺悔過を修せしむ。

平安遺文 第4900号 弘仁11年3月4日大宰府牒案

府牒 觀世音寺

応四王寺悔過預彼寺講師事

牒，(中略)，府依符旨，比年奉行，然今道證解任但去，仍令其替講師勤覺遵行其法，此則別国之時，国司掌城之日所行事矣，府今商量件悔過法，始去宝龜五年行之，而依太政官去延暦廿年正月廿日符停止此法，即其像移属筑前国金光明寺畢，此則府帶国之曰所為也，今件寺在大野城中，彼城且付府已了，(後略)

- 10 天長3年(826)11月3日 大宰府の兵士を廢し，選士・衛卒を置く。

類聚三代格 卷第18 統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

應廢兵士置選士衛卒事

(中略)

衛卒二百人

右，同前奏狀稱，此府者九国二嶋之所輻湊，夷民往来，盜賊無時，追捕拷掠可有其備，加以兵馬廿疋，飼丁草丁，貢上染物所，作紙所，大野城修理等，旧例皆以兵士充，今商量，置此二百人，充件雜役，以年相替，免調庸及給粮塩資丁，一同仕丁。

以前，正二位中納言兼右近衛大将春宮大夫良岑朝臣安世宣，奉勅，依奏廢置，(中略)

天長三年十一月三日

- 11 承和7年(840)9月20(23)日 大宰府の大主城一員を廢して，主厨・主船各1員を置く。

続日本後紀 承和7年9月任辰条

(前略)，廢大宰府大主城一員，更置主厨主船二員。

類聚三代格 卷第5 加減諸国官員并廢置事

太政官謹奏

廢品官一員

大主城一員正七位上官

右，檢案内，依去弘仁十四年正月廿九日論奏，停主厨主船，始置主城二員，而今得大宰府解稱，自停主厨以来，例貢御贄并諸供具事触類多闕，望請，省主城置主厨，令各

得其所者，伏望，省大主城，永定一員，但官位為正八位上官。（中略）

以前，大宰大貳從四位上南淵朝臣永河等所請如件，夫觀時革制為政之要樞，論代立規濟民之本務，是以明王馭俗術非一途，哲后治邦豈拘膠柱，臣等商量廢置如右，伏聽天裁，謹以申聞，謹奏，

承和七年九月廿三日

- 12 仁寿元年（851）5月24日 延曆寺僧円珍，入唐のため大宰府に至り，四王院に止住す。

平安遺文 第4482（4492カ）号 貞觀5年11月13日円珍奏状

十禪師延曆寺前入唐求法伝燈大法師位円珍謹言

請准旧例給求法公驗事

右円珍伏以，（中略），嘉祥四年四月十五日，辞京輦向大宰府，五月廿四日得達前処，以無便船，便寄住城山四王院，蒙賜月糧，□□□□□朝臣有蔭，筑前□□□位上紀朝臣
（大宰少監藤原カ） （介正六カ）

愛宕麻呂，勾当其事，（以下略）

- 13 貞觀12年（870）5月2日 大宰府の府庫および大野城の器仗を交替檢定せしむ。

類聚三代格 卷第18 器仗事

太政官符

應交替檢定庫器仗事

右，參議從四位上行大貳藤原朝臣冬緒起請稱，府庫器仗，依延曆年中官符旨，永為不動，爾後雖年斫修理，頗有其數而年代久遠，損壞不少，加以，甲冑等時有盜失，既為不動，未得趣開，因茲，疊加檢封，不得計知，望請，使權少貳從五位上坂大宿祢淹守殊為朝使，依旧檢定修理損物者，仍檢太政官延曆十八年十月二日符，應交替分付条云，件器仗，宜割元日威儀斫，安置別倉，每年宛用，自余兵為不動，但破損物須修理，宜一任之內，四度斫置一少倉，限內修了，返納之事，申官待報符，不得寄言不動，致有破損者，右大臣宣，奉勅，元日威儀斫安置別倉，每年宛用，自余兵為不動等事，一依先符，但雖不動，理消附領，故先符云，不得寄言不動致有破損者，而時有盜失，不得輒開，疊加檢封，無由計知，可謂先任吏等不熟符旨之所致也，宜前後之司交替檢定，破損之物隨即修理，又修理年斫河前司修理之物，後司交替之次，便即檢納，新司應修之斫，細選尤損之物，同以下宛，立為恒例，不勞言上，大野城器仗亦宜准此。

貞觀十二年五月二日

延喜交替式

凡大宰府庫并大野城器仗，前後司交替檢定之日，破損之物修理，其修理，前司修理之物後割交替之次，便即檢納，新司應修理之斫，細選尤損之物下充。

14 貞觀18年（876）3月13日 大野城衛卒の糧米は、旧に依り、城庫に納めしむ。

類聚三代格 卷第18 統領選士衛卒衛士仕丁事

太政官符

応大野城衛卒糧米依旧納城庫事

右、參議權師從三位在原朝臣行平起請僞、被太政官貞觀十二年二月廿三日符僞、參議從四位行大式藤原朝臣冬緒起請僞、除五使新之外、庸米并雜米捻納稅庫、每月下行、若非有判行、輒以下用、監当之官准法科罪者、官符之旨固有宜然、但至于件城、々辺人居、或屋舍頽毀、或人跡斷絕、仍問城司等、申云、此城衛卒 人、糧米每月廿四斛、元來納城庫、爾時城庫辺百姓等、逐往還之便、求売買之利、從納稅庫以來、人衆無到、売買失術、百姓逃散、惣而由此者、夫守城在人、聚人在食、望請、件糧米特納城庫者、右大臣宣、奉勅、依請。

貞觀十八年三月十三日

15 延喜5年（905）10月1日 觀世音寺資財帳なる。

平安遺文 第194号 筑前国觀世音寺資財帳

（表題）

延喜五年資財帳在庄、惣目錄

（中略）

山章

（中略）

御笠郡 大野城山老処

四至 從寺以北限大野南牆辺遠賀門下道、東限大野
川、南限路、西限松岳并学処東小路、南限大野
(ママ)

（中略）

以前、觀世音寺延喜五年資財帳、依例勘造、付朝集使 助從八位上少野朝臣常
実申上如件、以解。
(小カ)

延喜五年十月一日 （署名略）

補1. 養老2年（718）養老律令なる。

衛禁律 越垣及城条

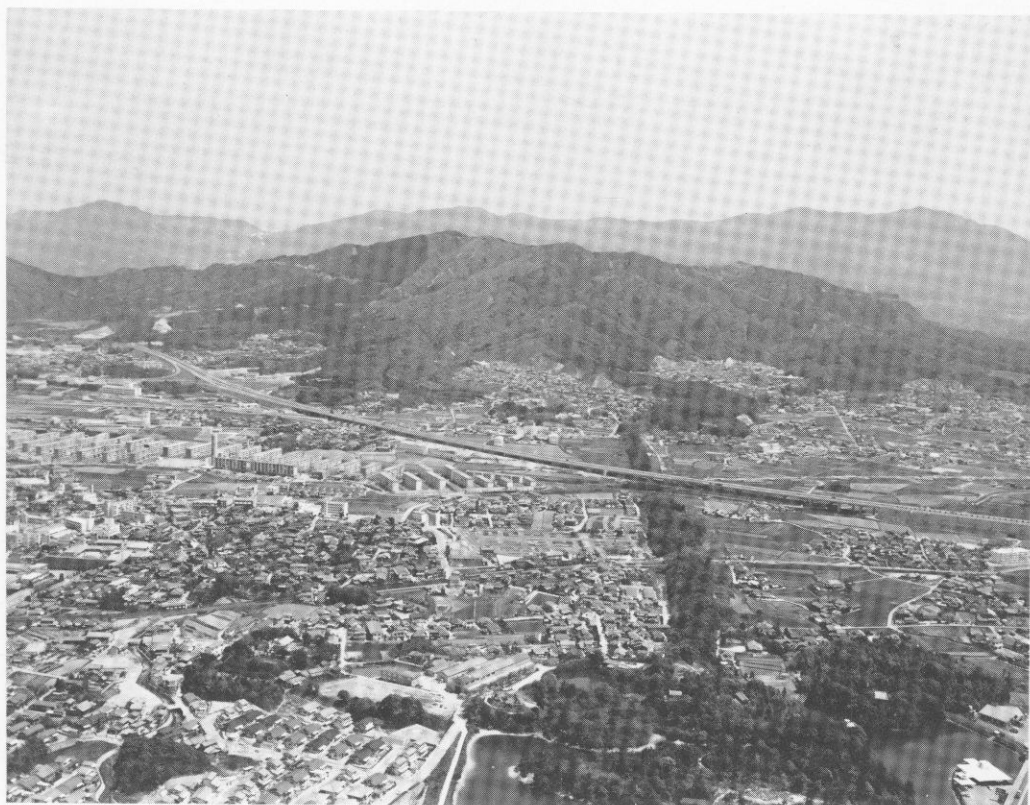
凡越兵庫垣及筑紫城、徒一年、（中略）曹司垣仗一百、大宰府垣亦同（下略）

- 16 「太宰府旧蹟全図」(南)(北) 作者不詳、大野城跡はこのうち「北」図に含まれている。
原本作成は文化3年(1806)、写本(現存)は文化9年(1812)。
- 17 島田寅田郎「大野城」『福岡県史蹟名勝天然記念物調査報告書』所収第2輯 昭和2年
- 18 長沼賢海「大野城および四王寺遺跡」『同上』所収第6輯 昭和6年
- 19 鏡山 猛『大宰府都城の研究』1967
- 20 鏡山 猛「朝鮮式山城の倉庫群について」『九州大学文学部創立四十周年記念論文集』所収
昭和41年(のち『九州考古学論改』昭和47年に所収)
- 21 小田富士雄「古代の大宰府四王院」『九州史研究』所収
- 22 高倉洋彰「再発見された太宰府旧蹟全図」上・下『ふるさとの自然と歴史』所収101, 102,
1979。
- 23 「大野城跡発掘調査一増長天・鏡ヶ池地区」『九州歴史資料館年報』昭和48年度所収
- 24 「大野城跡(百間石垣)の調査と環境整備」『同上』昭和49年度所収
- 25 『特別史跡大野城跡』(大石垣・ハッ波地区建物跡) 1976 福岡県教育委員会
- 26 『同上』Ⅱ(ハッ波・猫坂地区建物跡) 1977 同上
- 27 『同上』Ⅲ(主城原地区発掘調査概報・環境整備概要…1) 1979 同上
- 28 『特別史跡大野城跡一環境整備事業実施報告書』1978 同上
- 29 『特別史跡大野城跡』Ⅳ主城原地区・北石垣発掘調査概報…2 1980 同上
- 30 倉住靖彦「天智4年の築城に関する若干の検討」『九州歴史資料館研究論集7』所収 1981

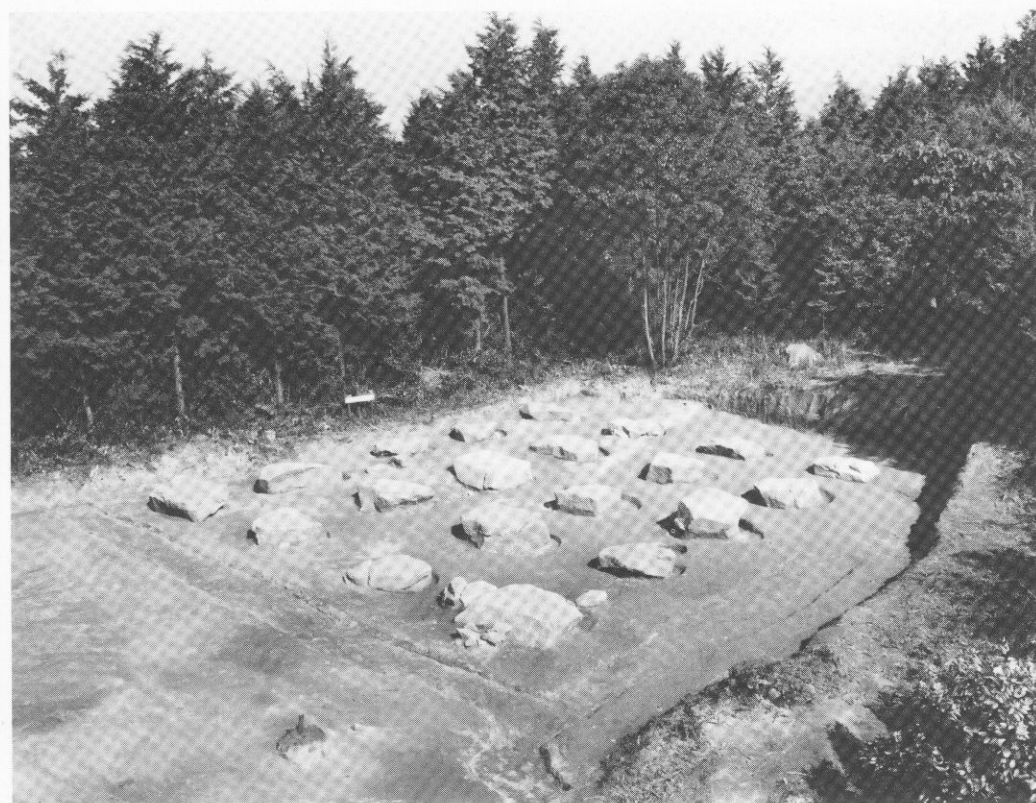
図 版



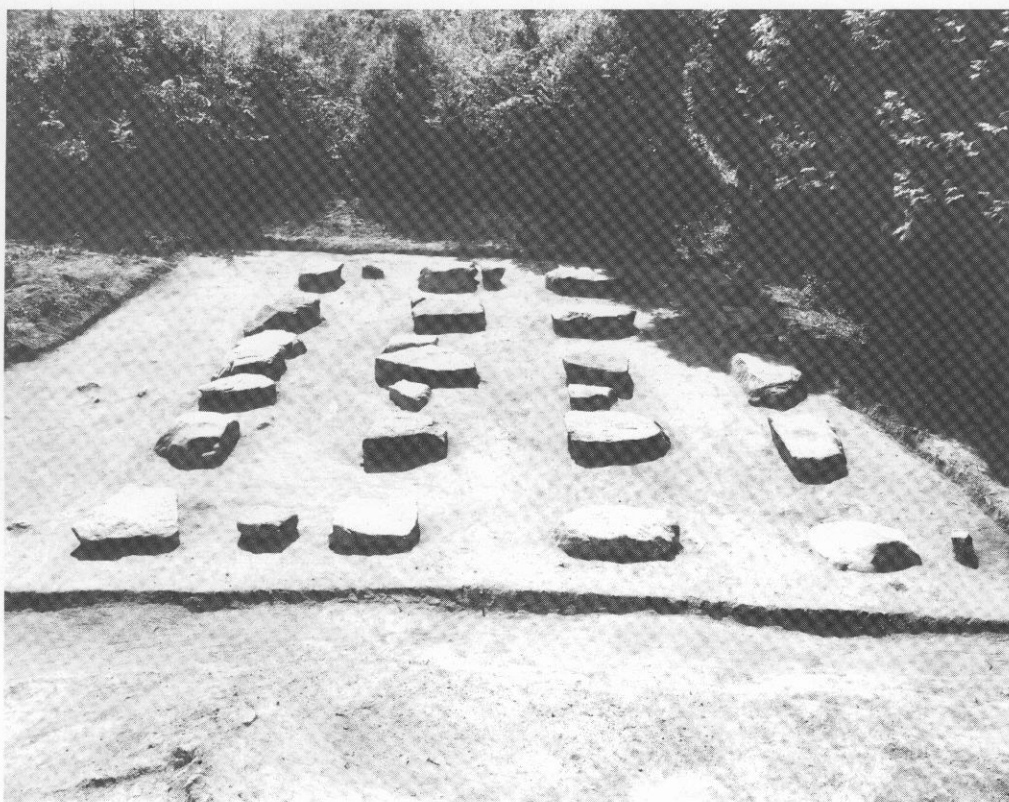
大宰府政庁跡と大野城跡（四王寺山）南から



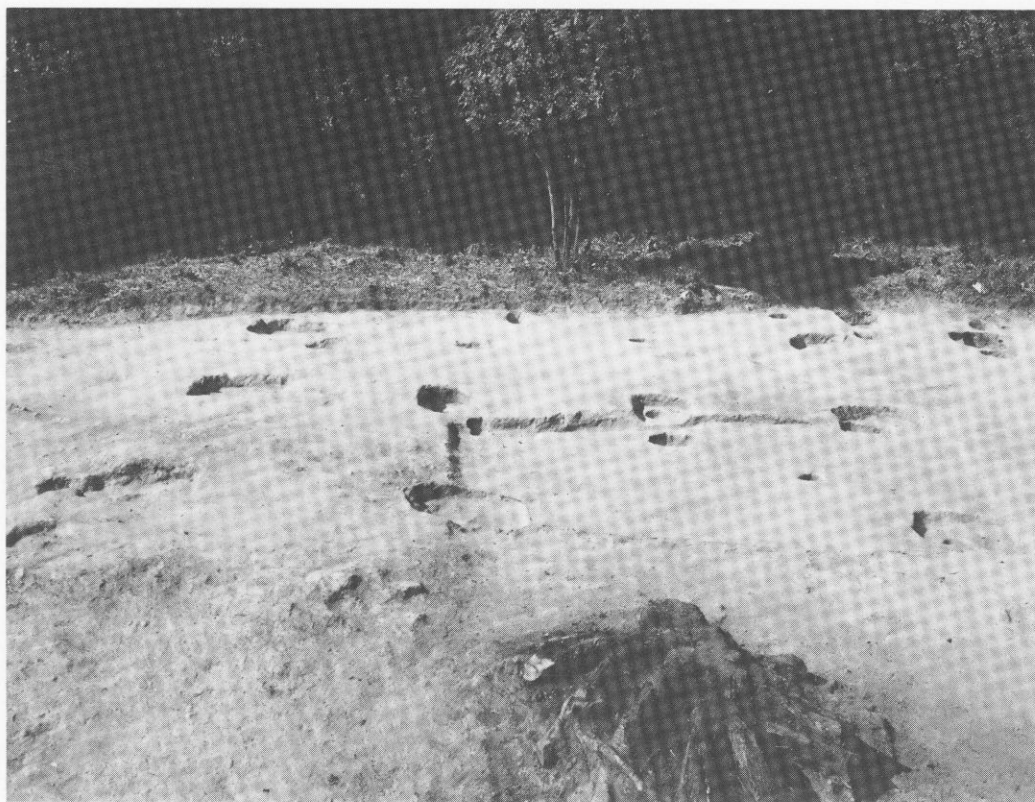
水城と大野城跡（四王寺山）西から



主城原地区建物跡 S B078



主城原地区建物跡 S B079



主城原地区掘立柱建物跡 S B 080



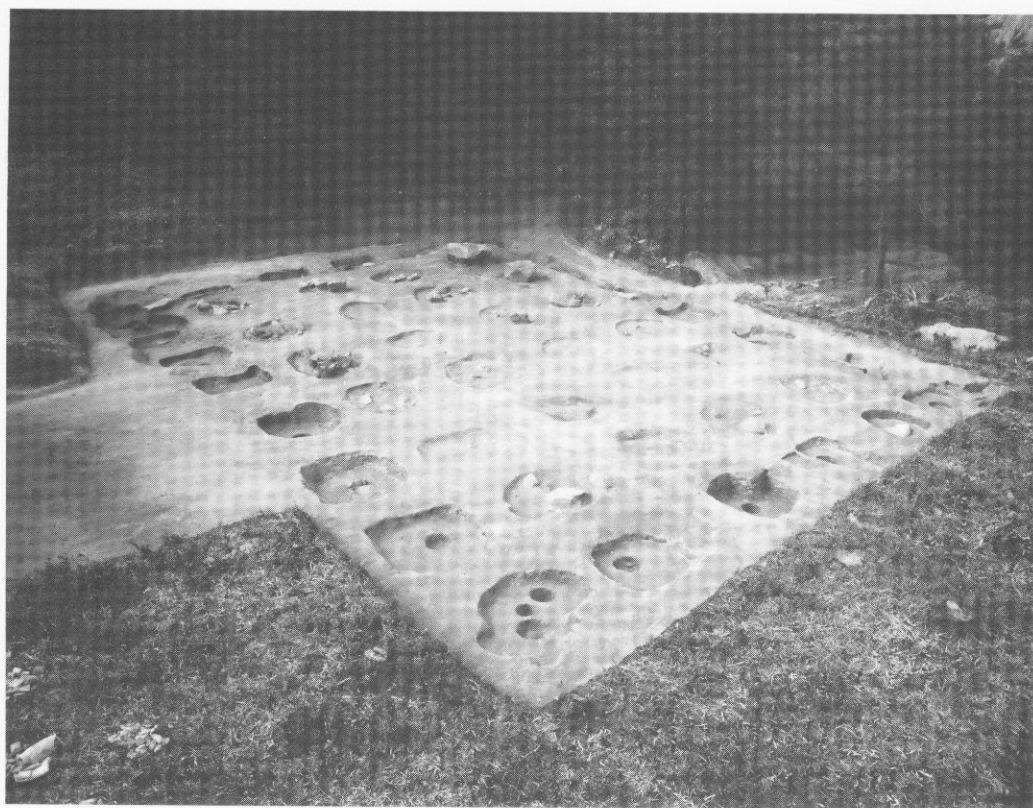
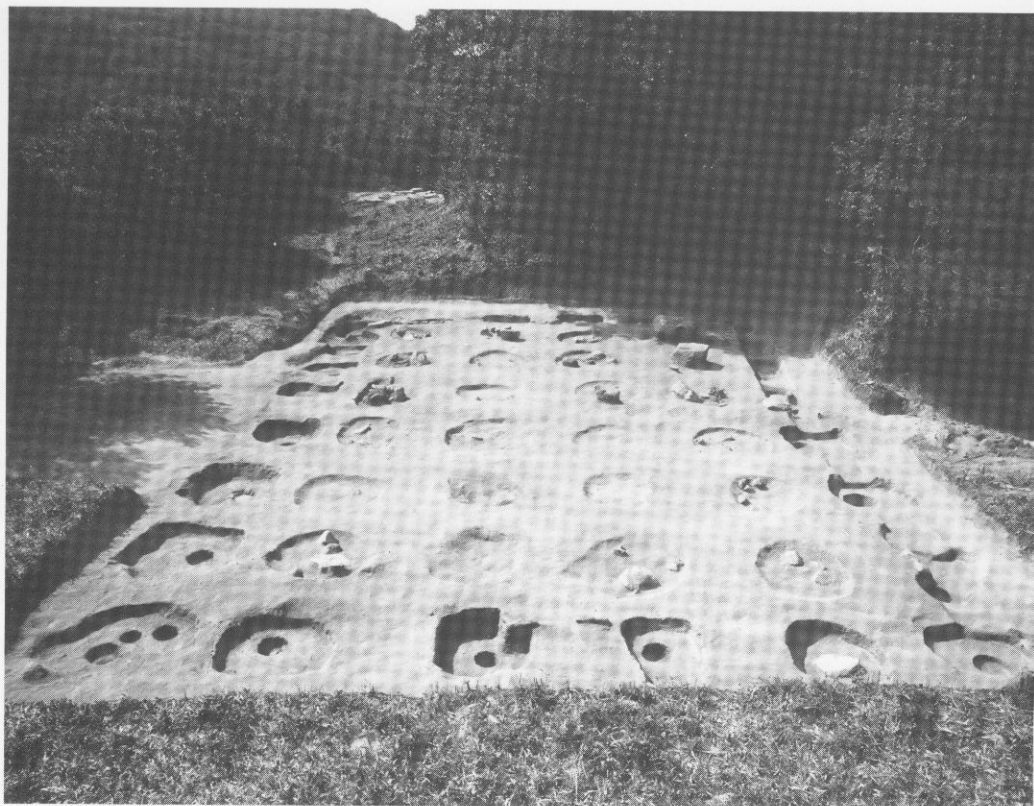
村上地区建物跡 S B093



同 上 炉 跡



村上地区建物跡 S B094



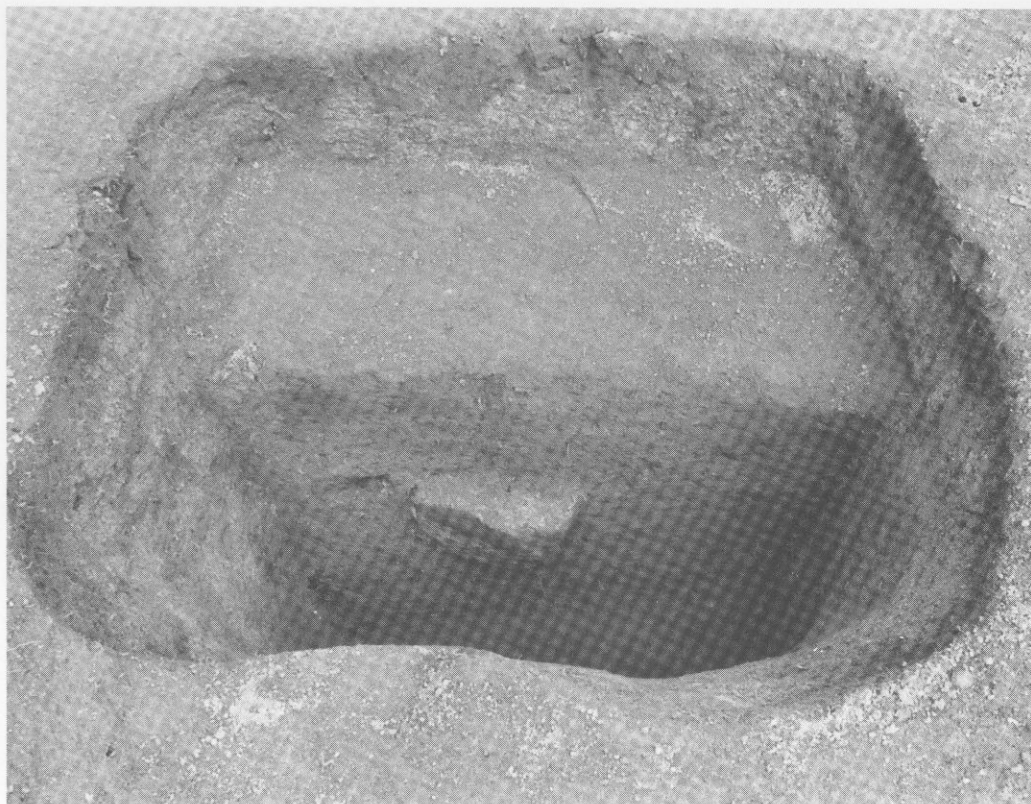
村上地区建物跡 S B095



村上地区建物跡 S B095



同上 雨落側石と掘立柱跡



村上地区建物跡 S B095 掘立柱掘方と柱穴（桁方向）



同 上 （入隅部）

特別史跡 大野城跡 V

主城原地区 (第4次) 発掘調査概報
村上地区 (第1次)

昭和57年3月31日

発行 福岡県教育委員会
福岡市博多区東公園7番7号
印刷 (有) 松古堂印刷
福岡市西区大字周船寺407